

○飯塚市消防団運営費交付要綱

平成18年3月26日
飯塚市告示第49号

(趣旨)

第1条 市長は、飯塚市消防団(以下「消防団」という。)に対して、健全な発展及び運営を図るために、消防団が行う事業に要する経費について、予算の範囲内において運営費を交付するものとし、その交付に関しては、この告示に定めるものとする。

(交付金の区分)

第2条 交付金の区分は、次のとおりとする。

- (1) 消防団本部及び分団運営に係る経費
- (2) 災害出動に係る経費
- (3) 夜警に係る経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(交付の申請等)

第3条 運営費交付の申請は、消防団長が消防団運営費交付申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。

(交付金額の決定)

第4条 交付申請を受けた市長は、予算の範囲内で速やかに交付金額を決定し、消防団運営費交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

(交付決定の取消し)

第5条 市長は、補助金交付対象者が補助金を目的以外の用途に使用した場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年度 消防団運営費交付申請書

年 月 日

(あて先)飯塚市長

飯塚市消防団
団長 印

次のとおり申請します。

1 申請金額	円
2 申請内訳	

年度 消防団運営費交付決定通知書

年 月 日

飯塚市消防団
団長 様

飯塚市長 印

次のとおり通知します。

決定事項	<input type="checkbox"/> 交付する	交付金額 円
		交付時期
	<input type="checkbox"/> 交付しない	理由
備考		